

**藤元議員** それでは、3点について質問させていただきます。最初に焼却場の建て替えに関して質問をさせていただきます。現ごみ焼却場は、1979（昭和54）年、操業を開始してから41年ほどになりますが、操業開始から20年ほどして、猛毒ダイオキシンが基準値以上に放出されていることが明らかになり、そのままでは操業できないということで、大掛かりな改修工事が行われました。その後は基準値内に収まっているとのことですが、操業期間の半分、約20年の長きにわたり、排煙や焼却灰とともに現在の基準値以上のダイオキシンを放出してきたということです。また、焼却灰が埋められている最終処分場からの浸出水が海に流れ込んでいると、議会で取り上げられたこともありました。また、出ないと言っていたのに煙が出ているとの指摘もありました。住民のみなさんから、焼却場のせいで、癌で亡くなる人が多くなったのではないかと。不漁になったのは、そのせいではないかななどの心配の声もお聞きします。ただ、そのことが環境や健康にどのような影響を与えたのか、また、与えなかったのか、科学的な調査が行われていませんので、誰にも断定的なことは言えません。言えることは、40年もの間ゴミを一箇所で焼き続けてきたわけですから、焼却場がないよりある方が環境や健康に悪影響を与えてきたであろうということは容易に想像できることです。2006（平成18）年1月18日、牟岐町議会において、海部郡衛生処理事務組合規約検討特別委員会が開催されました。この議場にいるメンバーとしては、枅富現町長、一山現議長、樫谷議員、そして、私の4人が出席しました。当時は、池内町長でして、町長から6町長合意の文章と言われる内容の提案があり、検討し、了承されました。その内容を町長がその日のうちに海部郡衛生処理事務組合に「申し出」という形で提出し、それが同年3月1日付け「海部郡6町長申し合わせ書」ということになったものです。合意文章の内容は省略しますが、したがって、あの文章の内容は、牟岐町の議会や行政だけの方針ではなく、海部郡全体の行政の方針となったわけであり、合併後、不都合なことがあれば郡町村会や衛生処理事務組合で方針の変更がされるはずですが、変更されていません。したがって、合意の内容は今日まで引き継がれていると考えるのが普通の解釈です。2007（平成19）年6月議会。池内町長に続いての大神町長は、故大久保議員の「建て替えの時期が迫っているがどうするのか」との質問に答えて、就任後、初めての定例議会だったと思いますが、「実物（合意文書）を見せてもらった。焼却施設の今後については、過去の経過も研究し、申し合わせ

も、これは強力に守ると言いますか、重視する方向で行きたい」と答弁しています。したがって、あの合意文書に基づき、引き続き町村会や海部衛生処理事務組合で次回の建て替えについては、牟岐町以外の所で検討されているものと、私を含め当時の議員の認識になっていたと思います。ところが、大神町長の次に現れた福井前町長からは、今までの経過を完全に無視した方針を聞かされることとなります。町外に長らくいた方で、今までの経過を知らないのだろうと、経過も含めて議会でも何度も議論を重ねてきましたが、姿勢を改めることは全くありませんでした。これでは、議論を前に進められない。議会として態度を表明しなければならないと行ったのが2016（平成28）年、12月議会で全会一致で採択された「ゴミ焼却施設の牟岐町での改築に反対し、他町に移転を求める決議」であります。ご承知のように議会の決議というのは、何の拘束力はありませんので、どこの個人、行政機関も拘束しない、単なる議会の意思表示ということです。ただ、その決議がきっかけになったと思いますが、福井町長は、今までの方針を転換し、2017（平成29）年1月18日の海部衛生処理事務組合全員協議会でのゼロベースからの検討ということにつながっていきました。あの決議がなかったら、平行線の話がいつまでも続き、早期にまともなスタートラインに立つことはできなかったと思いますので、牟岐町議会としての決議採択が、議論前進の役割を果たすことができたと思っています。あのゼロベースからのスタートと決まった会議からやがて4年が経ちます。住民が納得できるように、十分な議論をして欲しいし、一定の時間は必要だろうと、その後、議会での質問は控えてきたのですが、あまりにも時間がかかりすぎているのではないかという思いで、今回、質問させていただきます。先ほども申し上げたように2017（平成29）年1月18日、海部郡衛生処理事務組合協議会が開催され、前町長は、従来の方針を撤回し、一言で言えば、ゼロベースからのスタートということになりました。その後、議論は続けられていると思いますが、やがて4年になろうとしています。選挙やコロナの影響もあったと思いますが、現焼却場は稼働から41年になるわけですので、議論を急がなければなりません。そこでお伺いします。最初に2017年1月の衛生処理事務組合全員協議会以降、何回、協議・検討する場を持ち、どのような検討がなされ、どのような方針で進んでいるのかお伺いします。次に、次回の焼却場の位置はどこになるのかということは、住民のみなさんの関心ごとです。最初の質問にも関連しますが、海陽町・美波町はどのような主張を

しているのかお伺いします。次に、ゴミの処理方法についてです。この件については、以前にも質問させていただきましたし、他の議員からも質問がありました。地球的規模の環境汚染、資源の枯渇、温暖化、特にこの頃では、温暖化などの影響もあり、日本に押し寄せる台風の巨大化、局所的な集中豪雨など、私達の目に見える形で影響が出ており、これから数十年先を見通した場合、ゴミを出さない生活のあり方をどうするのかということが、今後、さらに問われてきますし、ゴミの分別、資源化の強化を図るとともに、今まで通り、ゴミを収集し、焼くという従来の方法は、改めなければならない時代に来ていると思います。衛生処理事務組合事務局案では、規模は縮小するものの従来通りの処理方法を採用したいとのこと。焼却場がどこになるにしても処理方法の検討は、建設場所の選定と合わせて大事な課題ですので、しっかりした議論をしていただく必要があると思います。検討状況をお伺いし、次の質問に移ります。先ほど、これまでの経過を述べさせていただきました。経過を知っている人からすれば、次回の建て替えは、当然他町で行われるという気持ちでいたと思います。造るときは、関係者に「次は他町にするから」と、しぶしぶ納得させ、そして、次回は牟岐町以外の所に建設するとする6町合意文章があるわけですので、当然の認識だと思えます。これがもし実行されないとすると、「行政の言うことは信用できない」ということになり、行政の信頼は失われ、今後の行政運営がスムーズにいかなくなるということが必ず出てきます。しかし、現実には、「現地で建て替えれば経費も安く、早くできる」「耐用年数が過ぎて、いつ止まるか分からないし、修理費も嵩む」などの理由で、合意文章などなかったかのように、他町から当然のように現在地での建て替えを求められています。その理由は、もっともらしく聞こえるかもしれませんが、「経費が多くかかる。時間がかかる」というのは、合意文章を交わす時点で分かっていたはず。署名捺印した町長同士の申し合わせというのは、そんなに軽いものではないはず。なぜ、こんな事態になったのでしょうか。先日、組合の事務局でお話を伺いましたが、この建て替えの件で、具体的な話を始めたのは、前町長になってからだとのことでした。それまでは、早くしなければという話はあったけど、具体的な話し合いはしてきませんということでした。私達、一般の議員は、組合の運営に直接かかわる権限がありませんから、管理者や議員として出ている町長、議長にお任せしています。そして、町や議会の代表する人達が運営に関わってくれているので、やるべきことは、きちっとや

ってくれているものだと思っていました。ところがそうではなかったということです。やるべきことをきちっとやっていただいていたら、今頃、既に新しい場所で新しいごみ処理場が稼働していたかもしれません。済んでしまったことですので誰かを責めるということではありませんが、稼働してから41年になるのに、未だに建て替えの場所が決まらない。他のことも具体的には何も決まっていないう状態です。その立場にあった人達は、責任を感じていただきたいというふうに思います。今後、このようなことのないように改善策の一つとして、この際、提案させていただきますが、管理者には、町長が交代ですというのでなしに継続してできる人を管理者におくべきではないでしょうか。そもそも町長は忙しすぎるし、交代制では、責任がどうしても曖昧になります。ぜひ、組合の中でも検討していただきたいと。そこでお伺いします。私達一般議員にとっては、衛生処理事務組合は、距離的には近いですけど、権限がないということで遠い存在です。もちろん、会議の傍聴も可能でありましょうし、議事録が欲しいと言えただけだと思います。ただ、今回のようなことを繰り返さないためにも、衛生処理事務組合自らが情報発信に力を入れるべきではないでしょうか。会議のたびに町長や議長から内容の報告をしていただくとか、議事録のホームページでの公表など、ぜひ、組合の中でも検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。次の質問に移ります。コロナ対策の一環として、国保税などの減免申請についてお伺いします。幸い牟岐町には、今のところ感染者はいませんが、このコロナ騒動は一年間続いているわけですから、飲食業、宿泊業、サービス業の方々はもちろんのこと、いろいろのところに影響が出ています。そして、現在、第三次の感染が拡がりつつあります。したがって、住民のみなさんには、国や県、町の支援策で利用できるものは、ぜひ利用して欲しいという思いから、9月議会において国保や介護保険の減免制度の申請状況をお伺いしました。自営業者などで国の持続化給付金の給付を受けた国保加入者であれば、当然適用になるわけですので、もれなく申請して欲しいと思います。ただ、チラシやホームページ等で周知をしていただいています。9月議会での報告では、大変少ない申請数でした。そこでお伺いします。今年、もう少しで終わりですので、今までのように見込みではなしに実質額ということになりますが、3割の減収があれば対象になるわけです。申請期日は、来年の3月31日ですので、まだ間に合うということになります。本町の場合、2月中旬頃より地域を決めて住民税の申告を受

け付けていますので、そのときに直接制度のことを伝える機会があると思います。少々時間がかかるとはと思いますが、ぜひ実行して欲しいと思うのですが、いかがでしょうか。次に、本町におけるいじめの実態についてお伺いします。実は、昨年12月議会でもこの問題を取り上げさせていただきましたが、今年も、「県内いじめ最多2,768件、小学校6年連続増」の見出しでいじめが増えていることを徳島新聞が報じていました。それも県内だけではなく、全国的にも増えているのだそうです。子どものいじめは、大人社会の反映というように言われています。たしかに、その通りだと思います。新聞紙上でも、度々パワハラ、セクハラなどの人権侵害が報道されています。性被害を受け、勇気を出して立ち上がった女性たちに「女性はいくらでも嘘をつけますから」と発言し、問題になった国会議員もいます。子ども達の手本にならなければならない大人が情けない話があります。子ども達のいじめは、たんにいじめる子といじめられる子だけの問題ではありません。そのいじめを知っていても知らないふり、見てみないふりをする子どもが大勢いるとすれば、それも放置して良いわけがありません。子ども達は、これから社会の担い手に成長していくわけですが、しっかりした人権感覚を身につけ成長して欲しいと願うものです。そこでお伺いします。去年は、本町にいじめの認知件数がゼロということですが、本町でのいじめの実態と、その取り組みをお伺いし、質問を終わります。

一山議長 榊富町長。

(榊富町長 登壇)

榊富町長 藤元議員ご質問のゴミ焼却場建て替えについて、お答えを申し上げます。ゼロベースで検討するとしてから、やがて4年。どのような議論がされてきたのか。平成29年1月の全協以降、協議・検討した会議の回数は、正式な会議、定例会、全協、多少協議の内容は異なりますが、5回程、協議をしています。その内、4回が全員協議会で集中審議を建て替え問題についてしたように記憶しています。協議検討につきましては、海部郡衛生処理事務組合、全員協議会におきまして、事務局から施設の課題、現有施設の概要、現在の施設の管理状況、住民からの要望、クレーム、現在までの建設場所に係る議論、海部郡6町長申し

合せ書について、臨海型廃棄物最終処分場対策基金の設置について、牟岐町議会の、牟岐町での改築の反対決議を受け、現地改築を白紙に戻し各町で候補地を探すこと、クリーンセンター（し尿処理施設）含め牟岐町も候補地を探すこと。故障により焼却ができなくなった場合の対策、周辺の整備、現地の最終処分場について等々、協議を重ねています。そのほか、3町長間では、機会あるごとに、また、月に1回集まり一部事務組合の関係の、衛生組合はじめ、消防組合、老人ホーム、海南荘、また、各町の取り組み等、様々な意見交換をしています。副町長も副町長会や機会あるごと協議等、意見交換をしています。建て替え場所については、6町の時と今と状況は変わっている、合併した町も厳しい状態になっているので、財政面を考えての議論が必要。現在3町になり、3町とも迷惑施設と言われるものがあり、全部違うところに建て替えると財政的にも厳しく、全て移転は難しい。前町長のときに、老朽化が進んでいるので、いつストップするかわからない。現地でやりたいとのことで、両町とも現地でやっていただけるのであれば賛成ですという立場できた経緯があります。両町とも現地が一番適地と報告しています。現地での改築で結論が出ていた。候補地は用意できないと報告しています。3町で一緒にやりたい、みんながバラバラで分かれてしまったら大変なことになる。し尿処理、ゴミ、消防組合、老人ホーム、海南荘、全部3町が力を合わせていくことが、一番大事なことです。財政的に非常に厳しくなっていくという姿勢を持ち、時間があまりないということ、新しい施設は環境に良い、住民に不安を与えない、海部郡でひとつのごみ処理施設の改築を進めていくべきである。等々、協議の中では、3町の議論が深まらず変な感じにもなったり、最後は、各町持ち帰って、いろいろ話していただけたらと思います。と議長が閉めた経緯もあります。これも私の進め方も悪く、なかなか探り探りで3町とも本音と言いますか、なかなか言いにくいようなところもありまして、進んでいないのが現状です。ゴミ処理方法についてですが、主な可燃ごみ処理方式の資料と、小規模自治体における中間処理に係る先進事例集を参考に、メリット・デメリットの検討もしながら、視察・研修をさせていただく予定でしたが、コロナ禍により現在至ってません。この中には、現在、衛生組合でお示しした従来の燃焼方式の試算はありますが、もうそういうことではなく、何種類かある燃焼方式の中から、どれが良いのか検討して進めていきたいと思います。衛生組合の議事録の配布ですが、以前、牟岐町議会での反対決議後の、衛生組合での全員協

議会の議事録を議会事務局での閲覧をしましたので、それでしたらできると思いますが、現時点で配布は考えていません。ホームページをはじめ配布も衛生組合の会議の中で話は出してみたいと思います。県下各地のごみ処理施設の計画が棚上げ等、不調になっている状況です。慎重に協議を重ねて参りたいと思います。大変重要な施設ではありますが、議論が進みにくい問題でもあります。海部郡におきましても、過去に様々なことがあり、それがネックとなり遅れているのは事実です。これ以上、海部郡で信用を落とさないよう、慎重に取り組まなければならないと思っています。コロナ禍の中、先が見えないところですが、協議を繰り返し、最善の方法、方向を見い出していきたいと思います。藤元議員さんはじめ、議員の皆様におかれましては、今後とも、深いご理解と大きなご協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。いじめの実態につきましては、教育長から、国保税などの減免申請については、税務会計課長からご答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

一山議長 宮内税務会計課長。

(宮内税務会計課長 登壇)

宮内税務会計課長 藤元議員の質問の中の国保税などの減免申請についてお答えいたします。先月11月に全町に配布した広報むぎに減免申請の記事を掲載しており、何件か問い合わせはいただいています。税の窓口で納税相談に来られた方などで、国保の減免の要件に該当しそうな方には声をかけていますが、申請期限が来年3月末までとなっていますので、議員のおっしゃるとおり、これから確定申告等もありますので、該当しそうな方にはお声がけをしていきたいと思っています。また、介護保険、後期高齢者医療保険についても、担当課へ相談するよう案内したいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

一山議長 峯野教育長。

(峯野教育長 登壇)

**峯野教育長** 本町のいじめの実態と取り組みについて、お答えします。議員ご指摘のように、本県におけるいじめの認知件数は、小・中・高・特別支援学校を合わせて、過去最多となっており、憂慮すべき状況ですが、このことは、県教育委員会も指摘するように、学校が組織をあげて積極的にいじめを認知することにより、早期に解決を図ってきたことで、児童生徒からの信頼感が高まってきたことによるものと、アンケート調査や本人からの訴えなど、児童生徒からのSOSや情報が増えたためと捉えています。本町のいじめの実態につきましては、本年度の上半期の調査では、小学校・中学校とも認知件数はゼロ件という調査結果になっています。認知件数は、以前にも申し上げましたように、あくまでも、学校が認知した件数であり、数値にあらわれない潜在的ないじめはあるものと考えています。取り組みとしましては、各学校で、「いじめ防止基本方針」を策定しており、それに基づいて、様々な取り組みを行っています。具体的には、定期的なアンケートの実施、いじめ防止委員会の設置、体験活動を通しての社会性の育成、認め合い、支え合う仲間づくりなど、学校の全教育活動を通じて、いじめの早期発見や未然防止につながる取り組みを行っています。近年は、スマホの普及により、ラインなどSNSを介した、いわゆる「ネットいじめ」が全国的に増加しており、本町の学校においても課題になっています。対応策としまして、毎年、小・中学校とも「携帯スマホ安全教室」を実施し、適切な使用法について指導するとともに、情報モラル教育の徹底や保護者の理解についても協力を求めているところです。教育委員会としましては、「いじめはどの学校でも、どの子どもでも起こり得る」という認識の下、学校と連携を密にしながら、適宜、学校への支援や保護者への対応に努めてまいりたいと考えています。以上です。

**一山議長** 藤元議員。

**藤元議員** 実は、ゼロベースになった会議から以降の議事録をこの間、すぐに読ませていただきましたので、会議の内容はだいたい分かっています。町長は、決議を尊重する立場でということで、ちょくちょく発言していただいているのを聞いていますが、全体の流れとしては、牟岐町の議員も8人のうち7人が賛成ということですから、おそらく、そういう方向に行くのだと思いますけども、それは、私個人的には納得できない。今までの経過を知っているものとしたらね。ど

うしても申し上げておきたいのが、質問の中でも言いましたけど、処理方法、例えば、現地で建て替えるということで、事務局の提案は規模を縮小して、今の方式ですということですから、それに対して検討しようという話になっているのも知っています。知っていますが、今までの方式では困るなというのは、今まで40年あそこでやり続けてきたわけでしょ。これから、また、30年、40年とするわけですから、地元、これは前の町長が地元で説明会があったときに、住民の皆さんからそういう話がありました。子ども、孫の代までは困ると、そういう話を、やっぱり基準値内だと思いますけど、1箇所を物を燃やすということは、健康と環境にも良いはずがないので、本当は避けてほしいということですが、ですから、ぜひこの今までの償却方式、それを存続するというのは、ぜひ改めていただきたい。それは、ぜひ今後、そういう主張で最後までやっていただきたいというふうに思います。それから、負担割合、これは6町の町長の申し合わせの第2項に入っていたわけですが、これもそういう話も出てくるのを知っていますが、最終的に決まっていないうわけですが、これもぜひ焼却場所については、実現できないかも知れないけど、この2項については、ぜひよそも牟岐町にお世話になっているという話も出てきていますので、ぜひこれはきっちり進めていっていただきたいというふうに思います。それから、今回、こういういろいろ問題になって出てきたのは、建てる時に次のところをきっちり決めておかないからだという、そういう話も議員さんからも出ていました。そのとおりだと思います。これを曖昧にしない。はっきり期限を決めてもいいと思うのですが、今回、署名、捺印して、それが守られないのだから、決めても守れないかなという気もするけど、これは大事なことだと思うので、何らかの形できっちり必ずやるというふうな、そういう方向で、要望、絶対、それはぜひお願いしておきたいと思います。以上、再問。

一山議長 枳富町長。

(枳富町長 登壇)

枳富町長 藤元議員の再問にお答えします。処理方式、燃焼方式ですが、従来のものでなく、他の燃焼方式も検討することにはなっています。そういう燃焼

方式で採用しているところもありまして、そこを美波町が姉妹都市提携を結んでいたり、話は視察とかにも行くようにできますので、いろいろな方式を検討して従来には拘らない方式でいきたいと思います。負担割合につきましても、藤元議員、議事録を読んでおられると思いますので、現在、3対2対1で、昔の6町が1です。6町1つずつ、合併した町、3町が合併したところは3、2町合併しているところは2、現在、牟岐町が1ということですのでいただいています。と言った方がいいのでしょうか。本来ならば、1対1対1だというようなご意見もいただきました。そこは主張するところは十分主張していきたいと思っています。次の建て替えるときに順番ですが、これも組合議会の中で十分ご意見ありましたと主張をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

一山議長 藤元議員。

藤元議員 議員から意見書から提案されていますので、再問等でこの焼却場に関する意見書、決議というのは、採決されるのだと思うのですが、そうすると、これは時間的に余裕がないというのが大きな理由になっていますので、もし、これが牟岐町が認めるということになれば、次々と今言った3つの牟岐町としては、ぜひしっかり守ってほしいという面もね、もう時間のせいでいい加減なところでいいわという感じで終わられると、非常に私は困るなというふうに思っていますので、今、言われたこと、段取りという話ですけど、しっかり頑張ってくださいたいということをお願いして質問を終わります。